

## 答 申 第 556 号

### 第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2 に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を非訂正とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 3 年 5 月 17 日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、起案文書通知案及び施行文書の写しの文書番号の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 同年 6 月 16 日、実施機関は、本件訂正請求に対して、次の理由で本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

旧条例第 35 条は、旧条例第 33 条に基づく訂正請求に対しては、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない旨を規定する。

訂正請求に係る保有個人情報「〇〇〇第〇号の〇」（以下「本件文書番号」という。）は、審査請求人宛ての令和〇年〇月〇日付審議会諮問通知書〇〇〇第〇号の〇（以下「本件施行文書」という。）に、事務所管課が誤って記載した文書番号である。

保有個人情報としての文書番号を取り扱う事務、すなわち個人情報保護審議会運営事務（以下「本件個人情報取扱事務」という。）の目的は、名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営を行うことである。本件個人情報取扱事務において文書番号は施行文書を特定するために必要な番号であるところ、本件文書番号により、本件施行文書を特定することができる。したがって、本件文書番号の訂正を行うことなく本件個人情報取扱事務の目的を達成することができるため、旧条例第 35 条に定める訂正義務が生じないものとして、訂正しないものとする。

- 3 同月 21 日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、訂正を実施機関に義務付ける裁決を求める

## 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 理由不備

個人情報審議会事務局事務が実施機関の個人情報取扱事務非該当であるか、それとも、誤りには重要なものと些細なものがあるのであって、どうでもいい内容については訂正の利益がないという理由なのか、日本語的に判断できない。

### (2) 訂正の利益

ア 実施機関が個人情報を保有する目的は、所要行政事務の遂行であるため、事務遂行上支障がない些細な誤りと実施機関が判断したものについては、一律に訂正の利益（不利益処分性）を否定したものである。

イ しかし、訂正請求に先立ち、文書番号の誤りを審議会事務局に伝えたところ、次の機会で構わないから、手元にある文書を持ってきてもらえないか、正しいものと交換するとの提案があり、審査請求人は断っている。結果として、誤った文書の回収はしなかったが、文書番号を訂正したものは、審議会事務局から審査請求人の手元に郵送されている。

ウ 訂正請求後は、審議会事務局から、間違った文書を実施機関は誤りを訂正した文書を持参してくれれば、訂正したものと交換するから、旧条例上の任意訂正として対応するので、訂正請求そのものは取り下げてくれないかとの取引を持ちかけてきている。審査請求人は、年度が替わって担当者が変わっているし、知らないかもしれないが、前回の担当者も差し替えの話はしているが断っていると説明すると、記録があるから承知しているとの回答（たぶん電話受発信記録文書）。正確な記録ならば、既に訂正文書は発送済みだとわかるはずなので、電話受発信記録文書がどこまで正確なのか、大いに疑問であるものの、文書番号が訂正前後の両方のバージョンの「審議会諮問通知書」が審査請求人の手元にあることも事実である。

エ 処分庁主張の経緯は、電話受発信記録文書として、保有個人情報に含まれており、通読すれば、行政事務遂行上支障がないという事情は、それはそれとして一応は了解可能であるはあるが、差し替えを二度も申し出てくるところを見ると、正確な経緯が記録されているか大いに怪しいし、そもそも電話受発信記録文書を保有個人情報の開示請求対象とした

場合、いわゆる職員メモに過ぎないものであって、実施機関が組織的に作成保有する保有個人情報に該当しないという理由で不存在であって不開示となることは、容易に見込まれることでもある。審議会事務局はじめ実施機関には職員メモは保有個人情報に該当しないというダブルスタンダードが存することは残念なことである。

オ なお、訂正の利益については、現実に訂正前後の 2種類の文書が審査請求人の手元にある以上、おおもとの記録自体について、訂正の利益がないとは言えないため、本件決定には旧条例の解釈適用を誤った違法がある。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

- 1 本件個人情報取扱事務の目的は、本件訂正請求に係る審議会の運営を行うことである。

審議会の運営を行うにあたっては、提起された審査請求につき、審査請求人及び実施機関に対し、文書による依頼・通知・送付といった事務を行う。その際の各施行文書には、文書番号が記載されている。

本件個人情報取扱事務において、本件文書番号は、諮問された審査請求に係る施行文書を特定するために使用される。審査請求人からの問い合わせがあった場合など、必要に応じて該当する文書番号の施行文書を確認することで、適切な対応が可能となる。

- 2 本件文書番号は、旧条例第49条の規定に基づき、審議会へ諮問した旨を審査請求人に対し通知する際に用いた、名古屋市個人情報保護条例施行細則（平成17年規則第85号）第23条の審議会諮問通知書（第25号様式）に記載されているものである。

- 3 本件個人情報取扱事務においては、上記 1のような事務が行われるところ、実施機関において、本件文書番号が付されている行政文書は、令和〇年〇月〇日付けの審査請求人宛ての審議会諮問通知書のみである。そのため、本件文書番号により、審査請求に係る施行文書を特定することができる。

- 4 上記より、本件文書番号を訂正することは、旧条例第35条に定める個人情報取扱事務の目的の達成に必要であるとは言えず、同条による訂正義務は生じないものである。

- 5 審査請求人は、本件処分について、実施機関の理由に不備があると主張し

ているが、審査請求人宛ての決定通知書においては、本件文書番号により、本件施行文書が特定でき、本件文書番号の訂正を行わなくても、本件個人情報取扱事務の目的である審議会の運営が可能であるとともに、旧条例第35条に規定する訂正義務が生じないものである旨を記載した上で本件処分を行っていることから、審査請求人の主張は当てはまらないものである。

## 第 5 審議会の判断

### 1 争点

次に掲げる 2点 が争点となっている。

- (1) 本件処分における理由付記は十分であるか否か。
- (2) 本件文書番号の訂正が、本件個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内であるか否か。

### 2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和 5年 4月 1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第 2条第 2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

### 3 旧条例の趣旨等

旧条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した旧条例第 1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正並びに消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

したがって、当審議会は、本件訂正請求に対する実施機関の決定について、旧条例の目的及び各関係規定の内容に照らしてその解釈及びそれに基づく決定が適法かつ妥当であるかを旧条例により付与された権限の範囲内で審査し、判断すべきものである。そこで、当審議会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件審査請求に係る非訂正決定の妥当性について検討することとする。

### 4 本件処分における理由付記について

- (1) 旧条例第36条第 3項が規定する、非訂正決定における理由提示の趣旨は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保すること及び非訂正の理由を請求者に知らせ、不服申立ての便宜を与えることである。上記の性質を鑑みると、非訂正の理由は、根拠規定及び当該規定を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならぬと解される。

- (2) 本件処分に係る個人情報非訂正決定通知書には、該当する条文を引用し

たうえで、本件文書番号の訂正を行うことなく本件個人情報取扱事務の目的を達成することができるため訂正しないとする非訂正の理由が明確に記載されていると認められる。

(3) したがって、本件処分の理由付記が不十分であるとは認められない。

## 5 本件処分の妥当性について

### (1) 保有個人情報の訂正義務について

ア 旧条例第33条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。」と規定している。ここで、「事実」とは、住所、氏名、生年月日、年齢、家族構成、学齢、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいい、評価、判断等の主観的事項に関する保有個人情報については、訂正請求をすることができないと解される。

イ また、旧条例第35条では、「当該訂正請求に理由があると認めるときは、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。これは、訂正請求制度が、旧条例第10条第1項において「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。」と規定していることを受けて、本人が関与し得る制度として設けられるものであるため、実施機関の訂正義務も個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で生じることを明確にする趣旨である。したがって、個人情報取扱事務の目的に照らし、正確かつ最新の状態に変更することを要しない保有個人情報について訂正を求められた場合には、訂正義務は生じないものである。

### (2) 本件文書番号について

本件文書番号は、旧条例第49条の規定に基づき、審議会へ諮問した旨を審査請求人に対し通知する際に用いた本件施行文書の写し及び本件施行文書に係る決裁文書の案（以下これらを「本件対象文書」という。）に実施機関が記載したものである。

また、実施機関が「〇〇第〇号の〇」と記載すべきところを誤って記載したものであり、本件施行文書は審査請求人へ送付されている。

### (3) 本件個人情報取扱事務について

ア 旧条例第6条第1項では、実施機関は、個人情報取扱事務を開始するときは、一定の事項を市長に届け出なければならないことを規定してい

る。

本条は、実施機関における保有個人情報の取扱いの内容を明らかにするとともに、市民が開示請求等の際の検索に利用するために、保有個人情報を取り扱う事務について、市長に届け出ることを義務付けるとともに、届け出された事項を公表することを定めたものである。また、個人情報取扱事務とは、実施機関が所管する事務であって、保有個人情報を取り扱うものをいうと解される。

イ 個人情報取扱事務の届出に関する手続は、個人情報保護事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に規定されており、事務を開始する場合の届出は、個人情報取扱事務開始届出書を提出することにより行われることが定められている。

また、要綱第 3の 1(3) アでは、届出に係る事項を記録した個人情報取扱事務目録（以下「目録」という。）を作成し、市民情報センターに備え置くことが定められている。

ウ 目録によると、本件個人情報取扱事務の目的は、審議会の運営を行うことであると解される。

#### (4) 本件訂正請求における訂正請求箇所について

ア 審査請求人は本件訂正請求において本件文書番号の訂正を求めている。旧条例第35条によれば、この記載が「事実」に該当し、かつ、客観的な事実と反するものであって、旧条例第33条第 1項の「保有個人情報の内容に事実の誤りがある」ものに該当するとして、訂正請求に理由があると認められる場合であっても、訂正請求の対象となった保有個人情報に係る事務の目的の達成に必要な範囲内ではないときは、実施機関には訂正をする義務はないこととなる。以下、この点について判断する。

イ 本件個人情報取扱事務の目的は、上記(3)ウのとおりである。実施機関の説明によると、本件個人情報取扱事務において、本件文書番号は、諮問された審査請求に係る施行文書を特定するために使用され、審査請求人からの問い合わせがあった場合など、必要に応じて該当する文書番号の施行文書を確認することで、適切な対応が可能となるとのことである。

ウ 本件文書番号が付されている行政文書は、本件施行文書及び本件対象文書のみであるから、本件文書番号により、本件施行文書を特定することができる認められる。

エ したがって、旧条例第35条に規定する「事務の目的の達成に必要な範囲内」であるものとは認められないから、実施機関が訂正義務を負う情報であるとは認められない。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 9月 9日	本件審査請求に係る諮問書の受理
10月18日	本件審査請求に係る弁明書の受理
10月26日	弁明書に対する反論がある時は反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和 5年 9月15日 (令和 5年度第 6回)	調査審議
10月13日 (令和 5年度第 7回)	調査審議
12月15日 (令和 5年度第 9回)	調査審議
令和 6年 1月19日 (令和 5年度第10回)	調査審議
3月 7日	答申